

【春日市】障害児通所支援の支給決定基準を設けます

児童発達支援・放課後等デイサービス・保育所等訪問支援

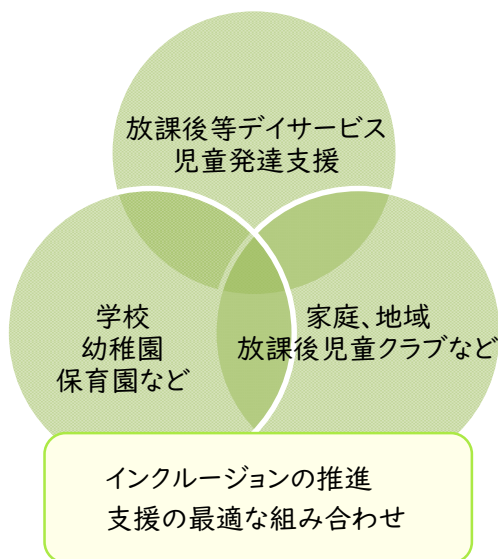
令和9年度から「支給決定基準」を導入します

お子様一人ひとりが、障がいの程度や支援の必要性に応じて公平に療育を利用できるよう、支給決定の考え方を見直し、支給量の基準を定めます。

障害児通所支援の目的・役割

障がいのあるお子様に、適切な療育や支援を提供することにより、お子様の社会的自立を促し、ご家族の生活を支えることを目的としています。（こども家庭庁 児童発達支援・放課後等デイサービスガイドラインより）

本人支援	家族支援	移行支援	地域支援
お子様一人ひとりの障がいの状態、発達の状況・特性などに応じた発達上のニーズに合わせて療育を行います	ご家族に相談や助言を行い、お子様の成長や発達の基盤となる家庭生活を安定・充実するよう支援します	保育所や放課後児童クラブなどのこども施策との併行利用や移行、地域との交流などの地域社会への参加・インクルージョンを支援します	お子様の将来の自立を見据え、医療、福祉、行政、保育、教育などの関係機関が連携し、切れ目のない一貫した支援を行います



なぜ基準をつくるの？

障害児通所支援の利用者が増える中で、重い障がいのあるお子様が必要な日数を利用できない、事業所と学校などの関係機関との連携不足により最適な支援ができていないなどの課題が生じています。

春日市は、障害児通所支援の目的・役割を踏まえ、こども施策への移行や地域社会への参加・インクルージョンを推進し、必要な支援を組み合わせることを重視します。

個々の障がいの程度や支援の必要性に応じて、より公平で適切なサービス利用につながるよう、新たに基準を設けました。

ここが変わります

変更点① 標準支給量（支給量の基準）の設定

障がいの程度や状況に応じた「標準支給量」を定め、原則としてその範囲で必要な日数を支給します。

変更点② 新規・更新申請時の診断書の提出（放課後等デイサービスのみ）

障害者手帳等をお持ちでなく、特別支援教育を受けていない小中学生、高校生は診断書が必要となります。

1. 標準支給量（支給量の基準）を設定します

支給量（日数）について、障がいの程度と状況に応じた基準として「標準支給量」を定めます。原則として標準支給量の範囲で、お子様に必要な日数を支給します。

障がいの程度を客観的に把握するための指標として、各障害者手帳の所持などを要件としています。

児童発達支援・放課後等デイサービス

要件	標準支給量
身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳の所持者 自立支援医療（精神通院）の受給者 医療的ケアが必要な児童 特別支援学校に在籍する児童	月 23 日まで （週 4 ～ 5 日）
上記以外	月 10 日まで（週 2 日）

児童発達支援・放課後等デイサービスについて、一定の要件を満たす場合は、標準支給量を超える日数を特例的に支給します（P 3 へ）

保育所等訪問支援

要件	標準支給量
保育所等訪問支援を新規に申請する場合 更新申請で、環境の変化などにより集団生活で不適応が生じている場合	月 5 日まで
更新申請で、お子様の状態が安定している場合	月 2 日まで

導入スケジュール

令和 9 年 4 月 1 日から、順次適用します

令和 9 年 4 月に一斉に切り替わるのではなく、令和 9 年度を受給者証の更新時に順次適用し、令和 10 年 3 月末までに全ての利用者へ適用します。

時期	内容
令和 9 年 1 月 ※支給決定基準に基づく申請開始	【新規】令和 9 年度新 1 年生の放課後等デイサービス受付開始 【更新】受給者証の有効期限が令和 9 年 3 月末の更新案内開始
令和 9 年 4 月	標準支給量を適用した支給開始
以降、順次	受給者証の支給期間終了のおおむね 2 か月前から更新受付を開始し、令和 10 年 3 月末までに全ての利用者へ順次適用

標準支給量を超える日数が必要な場合（特例支給）

一定の要件を満たす場合、特例があります

標準支給量を基本としながらも、お子様の障がいの程度や家庭の状況、通所先での支援内容などから、標準支給量を超える日数が必要と、市が判断した場合は、特例として最大月23日まで支給します。

特例支給の申請方法

申請時期：特例支給の開始を希望する1か月前まで（更新の場合は、支給期間終了の1か月前まで）

※審査にはおおむね1か月程度かかります

提出書類：（1）保護者と相談支援事業所それぞれから「申立書」

（2）就労証明書など要件に応じた必要書類

（3）（通所中の場合のみ）現在の通所先で作成した「個別支援計画」

特例支給の対象となる要件

障害児通所支援はお子様の療育や発達を支援する場です。保護者の就労や休息（レスパイト）のために支援が必要な場合、まずは、ほかのこども施策の利用をご検討ください。

お子様の障がいにより、ほかのサービスの利用や家庭での保育が難しく、次のいずれかにあてはまる場合は、特例支給を申請できます。

① 強い行動障害や衝動性

お子様の衝動性が強く突発的に飛び出しがある、自傷・他害行為があるなど、常時見守りが必要で、家庭で過ごすことが難しく、改善のために必要な療育プログラムが多い場合

② 通園・通学ができていない

未就学児：幼稚園・保育園などに所属しておらず、療育の必要性が高い場合

就学児：おおむね1か月程度不登校の状態で、授業の時間帯に放課後等デイサービスの利用が必要な場合

③ 保護者の障がい

保護者が障害者手帳等を所持しており、家庭での十分な保育を行うことが難しい場合

④ 保護者の就労等

保護者の就労等の理由により保育を必要とするが、お子様の障がい特性により保育所や放課後児童クラブの利用ができない場合

※就労等の理由は保育2・3号認定、放課後児童クラブの利用要件に準ずる

保護者の就労等の理由	主な理由	要件の目安	必要書類
	就労	未就学児：月64時間以上就労している 就学児：1日4時間以上、月16日以上（日曜を除く）就労し、午後2時から4時まで家庭にいない	就労証明書
	妊娠・出産	出産日前後8週間程度	親子（母子）健康手帳の写し
	疾病	病気、負傷、心身に不調がある	診断書
	介護・看護	同居の親族を介護または看護している	介護保険証など介護の状況を示すもの

令和 9 年度に限る特例（令和 10 年 3 月までの経過措置）

令和 9 年度のみ特例支給の要件に追加

次にあてはまる場合は、令和 10 年 3 月 31 日まで標準支給量を超える日数を支給します

⑤ 障害者手帳の取得に向けて手続きを進めている場合

障害者手帳の取得に向けて、医療機関を受診する、または児童相談所で判定を受ける予定がある

⑥ 生活環境の変化に向けての準備期間として支援が必要な場合

保護者の就労等の理由により、放課後児童クラブの利用や留守番などが必要だが、次のような障がい特性があり、環境への慣れや練習の期間として標準支給量を超える日数が必要な場合

・ 癇癇（週 3 回以上） ・ 聴覚過敏 ・ 怪我を有するような友人トラブル ・ 道路への飛び出し

2. 診断書の提出について（放課後等デイサービスのみ）

診断書提出の対象となる人

障害者手帳等をお持ちでなく、特別支援教育を受けていない小学生・中学生・高校生（私立学校に通う場合も含む）が放課後等デイサービスを新規申請・更新申請する場合は、診断書の提出が必要です。

診断書は更新のたびに必要です

令和 9 年度から、療育の必要性を適切に確認するため、放課後等デイサービスの新規申請時と、更新申請のたびに医師の診断書（指定の様式）を提出していただきます。

かかりつけ医や定期的な受診がない場合は、診断書の準備に時間がかかることがありますので、早めの受診をお願いします。

診断書の様式について

診断書の様式は市ウェブサイトのほか、福祉支援課と子ども発達支援室の窓口に用意しています。

対象となる人には、受給者証の更新のおおむね 2 か月前に診断書の様式を郵送します

なお、記載内容が満たされる場合は、医療機関の様式による診断書や意見書で代用できます。

3. よくある質問

Q1 障害者手帳とは何ですか？ どうしたら取得できますか？	① 身体障害者手帳：視覚、聴覚、手足や臓器など身体の機能に一定以上の障がいがあると認められた人に交付される手帳です。医療機関で専用の診断書を取得して申請します。 ② 療育手帳：知的障害があると認められた人に交付される手帳です。児童相談所で判定を受け申請します。 ③ 精神障害者保健福祉手帳：一定の精神障害の状態にある人に交付される手帳です。医療機関で専用の診断書を取得して申請します。 ※ 通所受給者証(春日市はピンク色の小冊子)は障害者手帳ではないので注意してください。
Q2 障害者手帳の有効期限が切れています。	支給決定、支給量の判断に際して、手帳の更新または再認定が必要です。早めに医療機関の受診するか、児童相談所で判定を受けてください。 ※ 更新・再認定の手続き中など、事情がある場合はご相談ください。
Q3 標準支給量では足りない場合はどうしたらいいですか？	障害児通所支援は障がいのあるお子様への療育・発達支援の場であり、保護者の就労や一時的な休息（レスパイト）を支援するものではありません。 療育以外の目的では保育所・幼稚園や一時預かり制度、ファミリーサポートセンター、放課後児童クラブなどのこども施策の利用をご検討ください。 ほかのサービスの利用が難しく、特例支給の要件（P3）にあてはまる場合は、特例支給を申請できます。
Q4 特例支給の申請をしたい。 どうしたらいいですか？	希望する支給量、申請理由、特例支給の要件にあてはまる状況を記載した「申立書」と、就労証明書などの提出が必要です。また、すでに通所中の場合は、通所先の事業所が作成した「個別支援計画」も提出してください。 市が、お子様の障がいの程度、家庭の状況と通所先の事業所での支援内容を確認し、支給量を総合的に判断します。 ※特例支給の審査におおむね1か月程度かかります。受給者証の更新が近づきましたら、早めの相談、提出書類の準備をお願いします。
Q5 期間の途中で日数を増やすことはできますか？	支給期間の途中でも、支給量の変更を申請できます。変更を希望する前月までに、変更申請書の提出と、相談支援事業所との面談、計画案の作成を行ってください。 また、標準支給量を超える変更の場合は、特例支給の申請が必要です。
Q6 長期休みだけ多く利用したい	お子様の療育・発達支援の場であり、預かり先ではないため、長期休暇のみを理由として支給日数を増やすことはできません。決定された支給量の範囲内で、支援の必要性に応じてご利用ください。 お子様の強い行動障害や衝動性などを理由に、長期休暇に集中して療育が必要で、特例支給の要件(P3)にあてはまる場合は申請してください。
Q7 放課後児童クラブは障がいがあっても利用できますか？	市では、令和9年度より放課後児童クラブの受入体制を強化します。 市内の小学校に通学し、保護者が就労等により昼間家庭にいない児童は放課後児童クラブの利用ができます。学校等の集団生活ができるという利用条件はありますが、障がいがあることだけを理由に利用を制限することはありません。お子様の成長・発達を支援するため、支援員を加配することもあるため、利用にあたって面接を行う場合があります。 詳しくは「春日市放課後児童クラブ入所のしおり」をご確認ください。 【問い合わせ】地域教育課 地域教育担当 092-584-1111



みんなで
春をつくろう

問い合わせ・相談先
春日市 福祉支援課 障がい福祉担当
092-584-1111(代)